

## 青少年健全育成協力店指定要綱

### 1 趣旨

青少年の健全育成・非行防止を市民総ぐるみで推進するために、地域ぐるみで青少年を見守り育て、非行を防止する環境を整えていく必要がある。そこで、青少年が利用したり、集まったりしやすい店舗等を蒲郡市青少年センター設置条例第3条第3号に基づき、青少年健全育成協力店（以下「協力店」という。）として指定する。

### 2 協力店を指定する時期

年間を通して、指定する。

### 3 協力店を指定する機関

蒲郡市青少年問題協議会を実施主体とし、青少年センターが指定する。

### 4 協力店の指定の促進

青少年センターは、青少年健全育成並びに非行防止関係団体と協力連携のうえ、地域にある店舗を訪問し、商店主又は代表者に協力店としての協力を要請する。

### 5 協力店への依頼事項

青少年センターは、協力店に対し、次に掲げる事項について、協力店の可能な範囲で実践を依頼する。

- (1) 青少年にとって好ましくない有害な雑誌やアダルトビデオ等は、店員の目の届く場所へ陳列し、及び「18歳未満の方には販売しません」「成人コーナー」などの表示を付ける。
- (2) 万引き防止のために、「声かけ励行」「監視体制の整備」「商品陳列方法の改善」などに努める。
- (3) 青少年の利用する娯楽施設等においては、「飲酒防止」「喫煙防止」「深夜利用の制限」などの徹底に努める。
- (4) 店舗内外における青少年の飲酒・喫煙など、やってはいけない行動への声かけに努める。

- (5) 県又は市で申し合わせた青少年に対する自主規制内容の遵守に努める。
- (6) 防犯カメラを設置している店舗は、防犯カメラを有効に活用し、青少年の犯罪防止に努める。
- (7) 店舗の実情に合わせて、「青少年健全育成協力店」のマーク表示板を設置する。

## 6 協力店からの報告

協力店は、青少年の問題行動や気になる事案等があり、青少年センターに報告・連絡が必要と判断した場合は、その都度青少年センターに報告する。

青少年センターは、年に一回程度協力店を訪問し、市内の青少年の実態把握に努める。

### 附 則

この要綱は、平成21年5月27日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。